

第17期 第37回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時： 令和5年6月28日(水) 午後1時30分～午後2時6分

2 場 所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (7 名)

会 長： 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理： 2番 上原 啓一 委員

委 員： 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員

4 欠席農業委員 (1 名)

8番 瀬長 輝男 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区：長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区：高安 昌俊 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長：新田 靖

主任主事：長嶺 文斗 主任主事：大城 匠人

6 議事録署名委員

7番 比嘉 強 委員 ・ 2番 上原 啓一 委員

7 付議すべき案件

報告第 212 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 213 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 214 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 215 号 現況証明願について

報告第 216 号 確認願について

報告第 217 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 218 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第 108 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 109 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 110 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 111 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 112 号	非農地証明願について
協議第 32 号	農用地区域内の一部用途変更について

8. 会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。ただいまから第 17 期豊見城市農業委員会第 37 回総会を開催いたします。 (午後 1 時 30 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りといたします。 本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 7 番委員の比嘉強委員と第 2 番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事をお願いいたします。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 212 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをご覧ください。 報告第 212 号「農地転用後利用状況の報告について」、今回 3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。 以上となります。
議長	ただいまの報告第 212 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。 (はいの声あり)
議長	次に、報告第 213 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをご覧ください。 報告第 213 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、今回 3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上となります。
議長	ただいまの報告第 213 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

	をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 214 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 報告第 214 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、今回 2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上となります。
議長	ただいまの報告第 214 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 215 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをご覧ください。 報告第 215 号「現況証明願について」、今回 2 件ございました。内容を確認の上、証明を発行いたしましたので、ご報告いたします。以上となります。
議長	報告第 215 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 216 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをご確認ください。 報告第 216 号「確認願について」、今回 1 件ございました。内容を確認の上、確認書を発行いたしております。以上となります。
議長	報告第 216 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 217 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをご確認ください。 報告第 217 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、今回 1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上となります。

議長	報告第 217 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 218 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 14 ページをご確認ください。 報告第 218 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、今回 4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上となります。
議長	ただいまの報告第 218 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、議案案件に入ります。議案第 108 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明の後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第 108 号について説明いたします。議案書の 16 ページをお開きください。 議案第 108 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請がございました。 整理番号 1 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 740 番 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 整理番号 2 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 577 番 1、577 番 2、575 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから許可相当ではないかと思われます。なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。調査結果について長嶺委員からご報告をお願いします。
長嶺推進委員	それでは、令和 5 年 6 月 13 日に行いました現地調査の結果について報告します。

議長

整理番号 1 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

ありがとうございます。では、事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。議案第 108 号については 1 件ずつ審議します。

初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に、議案第 109 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 22 ページをご確認ください。

議案第 109 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、今回 1 件ございました。申請内容については記載のとおりとなっております。申請案件についてご説明いたします。

23 ページをご確認ください。当初計画の内容としましては、土地の所在は豊見城市字翁長 649 番 1。転用目的は貸駐車場となっております。転用者を事業承継者へ変更し、転用目的は資材置場へ変更という内容となっております。当

該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。議案第 109 号について、説明は以上となります。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第 109 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 109 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 109 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、議案第 110 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 27 ページをご確認ください。

議案第 110 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、今回 2 件ございました。申請内容については記載のとおりとなっております。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして、28 ページをご確認ください。申請のあった土地は豊見城市字上田 390 番地、転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項の各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えられます。続いて整理番号 2 番につきまして、32 ページをご確認ください。申請のあった土地は豊見城市字翁長 847 番 8、転用目的は貸駐車場、当該申請地は農地法第 4 条第 6 項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地について、上田地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10ha 未満の農地となっております。現場は耕起されていますが、作物が植 えられていない休耕状態となっております。現地の境界、周辺の被害防除等 については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地につきましては、翁長地区の住宅地域に近接し、街区の 面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっております。現場 は既に駐車場として利用されていることから違反転用案件として始末書を受理 しております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水

	処理計画により特に問題ないと考えられます。 議案第 110 号について、説明は以上となります。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第 110 号について 1 件ずつ審議します。 初めに整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 質疑なしと認め、これより採決します。 整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。 (7 番委員挙手)
議長	7 番委員。
7 番委員	ここも既に駐車場になっていますよね。事後報告とかではなくて、そのまま申請。(※整理番号 2 への質疑)
事務局	一応始末書も受理して、実際コンテナ、事務所みたいなのが建っていたので、そちらも南部土木のほうに確認させて撤去なのか、追認なのかというところは今調整しているところです。
7 番委員	じゃあ大丈夫ということで。
事務局	そうですね、こちらはこれを県に進達して追認なのか撤去なのか確認後に、許可を出すという流れになってくると思います。
議長	よろしいですか、7 番委員。ほかにいらっしゃいませんか。 次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。いらっしゃいませんか。 質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 111 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 37 ページをご覧ください。

議案第 111 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、今回 4 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなっております。それでは申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして 38 ページをお開きください。申請のあった土地は豊見城市字翁長 649 番 1。転用目的は資材置場。議案第 109 号で事業計画変更承認申請と関連するものとなっております。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 2 番につきまして 42 ページをご確認ください。申請のあった土地は豊見城市字名嘉地 287 番 1、287 番 8、287 番 9、287 番 10、287 番 11。転用目的は中古車販売駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 3 番につきまして 46 ページをご確認ください。申請のあった土地は豊見城市字饒波 305 番 4。転用目的は農家住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 4 番につきまして 49 ページをご確認ください。申請のあった土地は豊見城市字翁長 849 番 18。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は翁長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっております。現場は耕起されておらず、草木が繁茂し遊休状態となっております。現地の境界、周辺の被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 2 番の申請地について、名嘉地地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっております。現場は耕起されておりますが、

作物が植えられていない休耕状態となっておりました。現地の境界、周辺の被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 3 番の申請地について、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、おおむね 500m 以内に 2 以上の公共施設等、ここでいうと長嶺小学校と長嶺幼稚園が設置された農地となっております。現在は休耕状態で雑草が繁茂している状態です。現地の境界、周辺の被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号 4 番の申請地について、相当数の街区を形成している区域にある農地となっております。現状はビニールハウスで営農がされている状態となっておりました。現地の境界、周辺の被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 111 号について、説明は以上となります。

議長

事務局の説明が終わりました。

議案第 111 号は 1 件ずつ審議します。

初めに整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、議案第 112 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 112 号「非農地証明願いについて」、去った 5 月 26 日に當間康由委員、金城朝之委員、私長嶺の 3 名で現場を調査し、協議を行っております。調査状況について當間委員のほうからご説明よろしくをお願いいたします。

4 番委員

では説明いたします。それでは調査状況について説明します。議案書 54 ページをお開きください。

願出のあった土地は豊見城市字豊見城 746 番、面積は合計 833 m²となっております。調査年月日及び調査委員は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土土質等は進入不可のため不明。形状は傾斜地、位置は高く、状況は山林内で樹木は密。高さは高い、雑草は密。また、周囲は畑の広がり狭く、土地利用計画等は市街化区域内となっております。調査員の意見といたしまして、ここ 20 年近く原野の様相を呈しており、土地の位置、周辺地域の状況から、今後も農地への復元、利用は困難であり、適当でないと考えます。このことから願出地は非農地判断基準に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認めら

れることから、現況原野として証明相当だと考えられます。
議案第 112 号について、説明は以上です。

議長

調査状況のご説明ありがとうございました。
では議案第 112 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
議案第 112 号について、現地確認調査書は當間康由委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 112 号については、當間康由委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。
次に、協議第 32 号について審議します。事務局の説明をよろしく願いいたします。

事務局

協議第 32 号については、農林水産課のほうから説明がございます。よろしくお願いします。

農林水産課

皆さん、こんにちは。農林水産課、今年度から農振担当となりました神山といいます。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。
59 ページ、よろしくお願いします。令和 5 年 6 月 5 日付で農用地区域内の用途変更について申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。農振農用地に農業用倉庫、畜舎等の農業用施設を設置する場合は、農業用施設用地への用途区分の変更の申出が必要となっております。申請場所及び面積は字金良前原の 147 番 6、342 m²のうち 47.93 m²。字金良前原 148 番 1、1,617 m²のうち 39.64 m²、目的は農機具格納庫、駐車場となっております。
64 ページをお開きください。64 ページに現況写真を載せてありますが、申請のあった金城さんは、変更の手続というものがあることを知らずに設置をしていたため、始末書を提出していただき、今後このようなことがないよう指導しております。今回の申請内容については、農業用施設用地に該当すること、周辺農地における農業上の利用に支障を及ぼさないことなどを確認し、農林水産課としては適当であると考えております。説明は以上です。

議長	協議第 32 号について、説明が終わりました。 協議第 32 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 (3 番委員挙手)
議長	金城委員。
3 番委員	これ、住所が 2 つに分かれているんですが、2 つにまたがっているんですか。
農林水産課	そうです。63 ページで確認できるんですけども、147 番 6 と 148 番 1 ですね。
3 番委員	分かりました。
議長	金城委員、よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。 質疑なしと認めます。これより採決に移ります。 協議第 32 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしとのことですので、協議第 32 号については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。 以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。 委員の皆様には提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただき、大変ありがとうございました。 これで本日の農業委員会総会を終わります。お疲れさまでした。

令和 5 年 6 月 28 日 (水)
午後 2 時 06 分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子

7 番委員 比嘉 強

2 番委員 上原 啓一